

## このう災害復旧ローン 商品概要書

商 品 名	災害復旧ローン
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満20歳以上である方・安定継続した収入がある方（派遣社員・パート等の非正規社員で、安定継続した収入がある方）</li> <li>・石川県能登地方を震源とする地震に伴う被害を受けた方</li> <li>・次のいずれにも該当しない方（仮差押・差押もしくは競売の申請または破綻・民事再生手続開始等の申立があった方、租税を滞納して督促を受けた方、または保全差押を受けた者方、延滞債務のある方、手形交換所の取引停止処分があった方、信用を失墜した方、制限行為能力者である方、反社会的勢力）</li> <li>・日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者</li> </ul>
お 使 い み ち	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災からの生活再建にかかる次の資金であり、支払先に振込できる（融資額の20%か50万円のいずれか大きい金額までは振込しなくても可とする） <ul style="list-style-type: none"> <li>①住宅の補修・修繕費用</li> <li>②自動車の修理・買換費用</li> <li>③家具・家電等の修理・買換費用</li> <li>④申込人が借り入れた当庫の基金保証付個人ローンの借換資金（①から③のいずれかとの併用に限る）</li> </ul> </li> <li>・事業性資金、個人間売買による購入費用、支払先が申込人またはその配偶者・親（配偶者の親を含む）・子が営む法人・自営業となる資金、支払済資金のいずれにも該当しない</li> </ul>
ご 融 資 金 額	・500万円以内（1万円単位）
ご 融 資 方 法	・証書貸付
ご 融 資 期 間	・3カ月以上10年以内（元金返済据置期間6か月以内）
ご 融 資 利 率	<p>【変動金利型】1.250%</p> <p>ご融資後は毎年4月1日と10月1日の年2回基準金利（当金庫所定の金利）を見直し、4月1日基準の利率は6月、10月1日基準の融資利率は12月のご返済日の翌日より新利率を適用します。</p>
ご 返 済 方 法	・毎月元利均等返済もしくは元金均等返済（元金の50%までボーナス併用返済可）
保 証 人 ・ 担 保	・不要
保 証 料	・ご融資利率に含まれています。
保 証 会 社	・一般社団法人しんきん保証基金
手 数 料	・返済条件の変更、繰上償還等に際しては当金庫所定の手数料が必要です。
必 要 書 類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認資料 <ul style="list-style-type: none"> <li>①運転免許証（表裏）。運転免許証を取得していない場合、パスポート、健康保険証、顔写真付住民基本台帳カード（表裏）、運転経歴証明書（表裏）のいずれか</li> <li>②申込人が日本国籍以外の時、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書、住民票抄本（在留資格の記載があるもの）のいずれか</li> </ul> </li> <li>・年収確認書類（融資金額100万円以下については徴求不要）で次のいずれか <ul style="list-style-type: none"> <li>①公的所得証明書、源泉徴収票、文書收受印のある確定申告書（控）のいずれか（支払調書は不可。また、前勤務先からの収入は年収となりません）</li> <li>②勤続2年未満の給与所得者に限り、給与明細書でも可</li> <li>③年金受給者の場合、年金振込通知書、年金額改定通知書、年金決定通知書、年金受取口座の通帳・電算出力資料（前年1月～12月の年金額が確認できるもの）</li> <li>④産前産後休業中または育児休業中の場合、休業前年の公的所得証明書または源泉徴収票、公共職業安定所（ハローワーク）から交付される育児休業給付受給資格確認通知書または育児休業給付金支給決定通知書のいずれか。</li> </ul> </li> <li>・資金使途確認書類 見積書、注文書、請求書等の写し。お使いみちが④の場合、融資残高、返済状況を確認する書類（最低3ヵ月分）及び借換対象ローンの資金使途確認書類</li> </ul>
そ の 他 参 考 事 項	・保証会社の審査結果によっては、お客様のご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
苦 情 処 理 措 置 お よ び 紛 争 解 決 措 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情処理措置（本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9:00～17:00、電話：0768-62-8207）にお申し出ください。）・紛争解決措置（金沢弁護士会（電話：076-221-0242）、富山県弁護士会（電話：076-421-4811）、福井弁護士会（電話：0776-23-5255）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）が運営する仲介センター等の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、リスク統括部または全国しんきん相談所（9:00～17:00、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申立ていただくことも可能です。</li> </ul>